

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回権利擁護専門部会 次第

日時 令和2年2月17日（月）午後6時30分から
場所 文京区民センター3階 3D会議室

1 開会

2 議題

(1) 権利擁護専門部会での課題と提言について

(2) その他

①障害者地域自立支援協議会全体会について

(令和2年2月26日水曜日、午後2時から4時)

【主な内容】

- ・当事者部会当事者委員による報告
- ・文京区障害者(児)実態・意向調査結果の概要報告
- ・各専門部会からの課題や提言
- ・各部会長によるディスカッション

②次回開催予定

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告書（親会提出済） 【資料第2号】
- ・障害者地域自立支援協議会（親会）からの主な意見 【資料第3号】
(権利擁護専門部会事務局にて抜粋、要約)
- ・権利擁護専門部会の課題や提言について（案） 【資料第4号】

【資料第1号】

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和2年2月17日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は～とぴあ2施設長
親会委員	藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員	安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	浦崎 寛泰	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	安田 剛一	大塚地区民生委員・児童委員協議会
〃	山口 恵子	文京区知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	岡村 健介	知的障害者福祉司
〃	渋谷 尚希	身体障害者福祉司
〃	加藤 たか子	予防対策課(保健師)
事務局	林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告書

部会名： 権利擁護専門部会

1 現状把握

本部会では、権利擁護のうち、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に投票行動について検討した。

障害者の親が亡くなった後どうやって生活していくか不安である。成年後見制度はその解決手段の1つであるが、障害者の場合は、利用期間が長くなる課題もあり、支援者側もどのタイミングで情報提供するか迷うことある。制度内容自体も複雑であり、障害者に情報が適切に届いていない。

後見人が過度に期待され、親と同じことを期待されることもあるなど、限界がある。また、後見人がつくと他の支援者が離れてしまうことなど、後見人も悩んでいることが多い状況である。

低所得で報酬の支払いが困難だったり、不適切な後見人であっても、途中で容易に交代できないなど、制度上、使いにくい点もある。

また、選挙における投票支援など、身近なところでも意思決定支援があるにもかかわらず、行われていない状況である。

2 現状分析

周知活動は各機関で行われているものの、特に障害者にわかりにくく、適切に情報が行き届いていない状況ではないかと分析される。

その中で実際に活動している後見人は支援の中で孤立し、対応に苦慮しているが、サポートを受けられていないと思われる。

成年後見制度利用促進法の施行に伴い、後見人の交代や報酬など制度の見直しが予定されている状況であり、一定の改善が期待される状況である。

狛江市など他の自治体では、選挙時に投票支援が行われている事例があるが、文京区では行われていない。

3 課題の整理

成年後見制度利用促進にともない、障害者の特性にあった周知啓発方法や、相談を受ける体制を整える必要がある。

また、後見人への定期的なサポートをしくみとして作っていくことが必要である。

必要な時期のみ後見人をつけることや報酬の支払いが困難な方への安定した支援体制など、さらに利用しやすい制度への提言をしていく必要がある。

選挙時の意思決定支援については、選挙管理委員会などの部署とともに、検討が必要である。

4 課題の具体的解決策の検討(実現性、優先度、得られる効果等から検討を行う)

5 課題の具体的解決策の提案

障害者地域自立支援協議会（親会）からの主な意見
（権利擁護専門部会事務局にて抜粋、要約）

令和元年11月29日（金）開催の文京区障害者自立支援協議会（親会）にて、権利擁護専門部会から報告した現状把握、現状分析、課題について親会からの意見は下記とおり。

1 成年後見制度について

- ・個別支援会議みたいなものを、権利擁護専門部会でやった方が良いのではいか。
- ・経費の面で、財産がなくなった場合にどうするのかと考えると、二の足を踏んでいるという話がしばしばある。それが解決されない限り、なかなか後見人をつけるというところまでいかないのが現状。
- ・うまくいっている事例を分析していくというのが大切で、文京区でうまくいっている事例もあるのではないか。
- ・後見人をつけているが、意思決定支援を考えていないケースがいっぱいある。本人は在宅生活を希望しているのに、入所契約を後見人がしてしまう。
- ・市民後見人の養成講座を受けた人がNPOで相談窓口を作っているけれども、全くきてくれないとのこと。活動したいけれども、その一歩先に進むことがうまくいっていない。
- ・権利擁護センターがどういう機能をしているかチェックすることが必要。

2 意思決定支援（選挙投票支援）

- ・狛江市が選挙投票支援の工夫をされているので、文京区もしていく必要がある。
- ・選挙管理委員会と詰めて進めていく必要があると感じている。

1 これまでの取り組み

権利擁護のうち、権利擁護専門部会では、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に「選挙における投票行動」について検討してきた。部会員での議論に加え、知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換や、リアン文京での入所者に対する投票支援の取り組みを学んだ。

2 成年後見制度について（主な課題と提言）

	課題	提言
周知・相談	親なき後の対応について ①相談窓口がわかりにくい ⇒高齢者の窓口は多くある ②利用開始時期が判断しにくい ⇒期間は長いことが予測される ③親としては、身近な支援者に頼みたい ⇒後見人等の選任は家裁で裁定	①障害者にあつた広報活動の実施 親の会や施設での勉強会や広報の実施 ②利用開始時期についての検討機会の確保 ⇒ACP、ロールモデルの検討と提示 ③後見人等による身上監護（保護）の可視化 ⇒後見人を軸としたケアチームの確立
後見人サポート	①後見人等に対する過度の期待 ⇒親と同じ役割を期待される ※後見人等には事実行為はできない ②これまでの支援者が離れることがある ⇒インフォーマルな支援体制の反動	①後見人等の役割周知 ⇒後見人ができることの共有 ⇒ケアチームの確立と役割分担 ②後見人等サポート体制の確立 ⇒申立から後見人等選任までの連携維持 （これまでの支援者へプロセス開示）
報酬や制度上の課題	①成年後見制度利用の報酬負担 ⇒利用期間や単価が読みにくい ②後見人等からの（偽）権利侵害 ⇒後見人等への疑義申立窓口が不明 ③後見人等の柔軟な利用が困難 ⇒常に専門職後見人等が必要か ④合法的な権利侵害の仕組みとのそしり ⇒制度に権利侵害が内包されている	①報酬助成制度の柔軟な運用 ⇒限定条件の緩和や社会保障制度の新設 ②後見人等の活動に関する指導権限の確立 ⇒（指導）検討機関の擁立 ③ライフパスに合わせた柔軟な制度の確立 ⇒複数人・市民・法人後見等の柔軟な活用 ④権利擁護に資するための検討 ⇒将来のあるべき姿と制度の活用の検討

3 意思決定支援について（主な課題と提言）

	課題	提言
選挙時における意思決定支援	①投票行動への支援 ⇒ハード面での工夫はされている ⇒身体面の合理的配慮は進んでいる ②知的障害者に対する支援 ⇒恣意的でない候補者選定の支援とは ⇒選挙権行使の理解が低い	①アクセシビリティや合理的配慮について ⇒当事者の声を伝えさらなる改善を図る ⇒合理的配慮は継続して啓発する ②障害特性や支援の個別性を勘案し ⇒自らが選べる環境や支援の理解促進 ⇒基本的権利に関する支援者理解の促進